

◆株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の定款の目的欄への

事業名の記載について（大阪府事業者指導課所管）

平成20年1月21日
大阪府健康福祉部医務・福祉指導室
事業者指導課指定グループ

これまで株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の定款の目的欄には介護保険法に基づく訪問介護事業、介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業のように個別具体的に事業名を記載することとしていましたが、平成20年1月21日から次の(1)～(3)のとおり、包括的に記載できるようにしました。

なお、従来どおり個別具体的に事業名を記載することも可能です。

(1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

【該当する事業名】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護
短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与、特定福祉用具販売

(2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

【該当する事業名】

介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護
介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

(3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

【該当する事業名】

居宅介護支援

【注 意】

≪株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人以外の法人（医療法人、社会福祉法人等）が
介護保険法の事業を行う場合の当該定款への事業記載≫

法人の所轄・監督官庁に事業記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず相談してください。